

令和 7 年度
東京都動物愛護管理審議会
第 2 回小委員会
会議録

令和 8 年 3 月 3 0 日
東京都保健医療局

(午後2時00分 開会)

○栗原動物愛護管理専門課長 それでは、皆様、定刻となりましたので、ただいまから東京都動物愛護管理審議会第2回小委員会を開催いたします。

委員の皆様には、年度末の御多用のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、保健医療局健康安全部動物愛護管理専門課長、栗原でございます。いつもお世話になっております。

まず、会に先立ちまして、健康安全部長、中川より御挨拶申し上げます。

○中川健康安全部長 東京都保健医療局健康安全部長の中川です。

年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本委員会に先立ちまして、一言御挨拶を差し上げたいと思います。

動物愛護行政を取り巻く状況でございます。皆さん、御承知のとおり、法改正につきましては、まだ国の動きが見えていないというところがございます。これまでも動物取扱業の監視強化など様々な法改正の対応につきまして、審議会の中で御議論をいただきました。今後、法改正の状況等々が分かりましたら、また皆様のほうにも適宜、情報提供等々差し上げるようなことになるかと思っております。

一方、国の動きなんですけれども、今、環境省におきまして動物取扱業における犬猫以外の哺乳類の取扱いについて、具体的な基準を定めた環境省令のパブコメ、これを令和8年3月14日まで実施しておりました。こちらは省令になるんですけれども、夏頃をめどに施行予定とされております。本省令施行後におきましても引き続き、国と連携しながら適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

もう一つ、最近の動きで大きな動きがあります。動物愛護相談センターにつきまして、今現在、世田谷区にある本所を移転整備していきたいということで、2月と3月に、これは都有地なんですけれども、板橋区の旧都立板橋看護専門学校が設置されて、今現在は、まだ建物はあるんですが、この建物を取り壊して、新たにそこに動物愛護相談センター本所を移転整備したいというふうに私ども計画しておまして、2月、3月に都合5回、住民説明会を開催させていただきました。大山駅からかなり近い場所で、明るく開かれた、誰もが楽しめる施設というものを目指して、今後、整備を進めていきたいというふうに考えておまして、住民説明会を5回開催し、住民の皆様方から一定の御了解を得たところでございます。

今後、整備に向けまして、設計等々、あるいは建設工事等を進めていきまして、おおむね6年後になるんですけれども、令和14年度中に開設ということで、昨今、建設のほうもなかなか予定どおりにいかないという様々な事情はありますけれども、6年後の開設を我々は目指して、これから具体的な取組を進めていきたいというふうに考えております。

本日の小委員会につきましては、これまで御審議いただきました内容を、5月に予定しております審議会で報告するため、中間報告案としてお取りまとめいただければと思

います。

短い時間ではございますが、活発な御検討をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○栗原動物愛護管理専門課長 それでは、中川健康安全部長は、この後所用がございまして、退席させていただきたいと思えます。

○中川健康安全部長 よろしくお願ひいたします。

(中川健康安全部長 退席)

○栗原動物愛護管理専門課長 それでは、議事に入りたいと思えます。

これからの進行につきましては、武内委員長にお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○武内委員長 それでは、議事に入ります前に、本日の注意点を申し上げます。

本会議は、前回に引き続き原則として公開となります。また、資料及び議事録についても原則公開となっておりますので、御了承のほどよろしくお願ひします。

それでは、次第に沿って進めます。

まず、事務局から関係資料の説明をお願いします。なお、事務局からの説明は一括で行い、質疑は後ほどまとめて行うことといたします。では、事務局、説明をお願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 資料なんですけれども、本日、電子で用意してございます。御覧になりながら説明させていただきたいと思えます。

本日の資料なんですけれども、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について（中間報告（素案））ということで御用意しております。かなりボリュームのある資料になります。時間の都合もございまして、ポイントを絞って御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、構成案につきまして、目次を御覧いただきたいと思えます。目次ですが、第1回小委員会で御承認いただきました構成案に基づきまして、3章の構成としております。

第1として、東京都における動物愛護管理を取り巻く状況といたしまして、統計を中心に取りまとめております。

第2は、動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況といたしまして、四つの施策の方向性ごとに、16の重点施策に沿って取り組みました事業をまとめております。

第3は、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方としまして、審議会それから小委員会において御審議いただきました現状の課題と今後のあり方につきまして、御提案いただいた内容を推進計画の重点施策と絡めまして取りまとめております。

まず第1、東京都における動物愛護管理を取り巻く状況につきまして、ポイントを絞って御説明したいと思えます。

3ページから御覧ください。まず、統計の一番初めに持ってきているのが犬の個体数推計です。東京都にどのくらい犬がいるのかというところなんですけど、登録頭数とし

ましては 56 万頭、全国では減少傾向にあるものの、都においてはグラフを見ていただくと分かるんですけど、増加傾向にあるところがございます。登録頭数は 56 万頭なんですけれども、飼育実態調査から令和 6 年度に行いましたこの調査から推計した個体数、4 ページの表にもあるんですけども約 57 万頭、若干の増加がございます。

それから 2 番目といたしまして、今度は、都内にどのくらい猫がいるのかというところで、飼育実態調査から推計した猫の個体数についてお示ししております。令和 6 年度の調査によりますと、飼育世帯数は平均飼育頭数から推計した猫の個体数 101 万頭ということで飼育猫の個体数が 101 万頭、平成 29 年度の調査の 107 万頭から減少しております。また、この調査では現地調査を行いまして、屋外猫の推計個体数、それから飼育猫の推計個体数を合わせた、都内にいる猫の推計個体数というものを示しております。これが全体で 107 万頭となっております、平成 29 年度調査の 117 万頭から若干減少しているところがございます。

次に 7 ページまで進んでください。猫の身元表示というところで、マイクロチップに関する調査結果についてお示ししています。

飼い猫にマイクロチップを装着している飼い主 33.1%と、平成 29 年度調査から大きく増加しております。また、身元表示で連絡先のある迷子札などを飼い猫につけている飼い主 11.4%ということで、29 年度調査時 7.1%からこちらも増加しておりますが、まだまだ猫の身元表示、低いポイントだなという印象がございます。

それから 3 番目としまして、動物の入手先でございます。犬は依然、ペットショップからの入手が多いという傾向がございます。猫の入手先なんですけど、29 年度の調査では拾いましたという入手先のところが多かったところですが、令和 6 年度調査では、こちらが 23.6%までポイントが減少しております、最も多い入手先、ボランティアからの譲受けというものが多くなってきているというふうに変化してございます。

それから、行政機関による譲渡はどうかという調査も行っておりまして、これはインターネットによるモニターアンケートの結果ですが、行政による譲渡、認知度は 79.1%と高いものの、入手先としては 1%を割っているという状況で、こちらもそういった傾向があるかなというところでお示しをしているところがございます。

4 番目になります。8 ページを御覧ください。動物による危害発生と苦情ということなんですけれども、犬によるこう傷事故は近年増加傾向にございまして、令和 6 年度の事故件数が 629 件、被害者数 632 件でございました。

動物に関する苦情件数は、9 ページに表で推移をお示ししておりますが、令和元年度から令和 2 年度にかけて一旦増加しましたが、3 年度以降は減少が続いております。

9 ページを御覧いただきたいんですが、インターネットモニターアンケートによりますと、飼われているペットが原因で何らかの迷惑を感じたことがあるかという調査をしたところ、約 6 割という半数を超える方々が何らかの迷惑に感じているというような結果が出ております。こちらは半数を超えているんですけども、29 年度の調査結果から

は、若干改善している状況が見受けられます。

10 ページを御覧ください。飼育動物を飼えなくなった場合の準備ということで、令和6年度の調査によりますと、万が一、飼い切れなくなった場合に備えて準備をしている犬猫の飼い主は26%、準備をしていない飼い主は61.7%となっております。平成29年度の調査結果より、比較的準備をしている飼い主さんが増えているというような傾向にあるものの、依然としてまだ準備は何かしていないというような飼い主さんの割合が半数を超えている状況でございます。

続きまして6、動物の捕獲・収容、引取りということで、東京都で引取り・収容等を行いました犬猫等の頭数について、統計数値を示しております。

法令に基づきまして、東京都で収容等を行いました動物の頭数、令和6年度は528頭ということで、令和元年度の784頭から減少傾向にございます。令和6年度と令和元年度を比較いたしますと比較的、近年、成犬の引取りが減少傾向にありますが、成猫が増加傾向にあるということが読み取れております。

続きまして11 ページを御覧ください。こちらは、引取り、収容した動物たちが返還、譲渡、致死処分、どういうふうになったかというところで示しているところでございます。都内で捕獲・収容されたまたは引き取られた犬猫等のうち、飼い主さんに返還された数、犬43頭、猫11頭。それから譲渡された数は、犬53頭、猫250頭でございました。

令和6年度の返還・譲渡率は犬が88.1%と、令和元年度以降90%前後を維持しております。一方、猫なんですけれども、令和6年度で62.7%ということで、令和元年度から増加傾向にございます。

そして、令和6年度の致死処分数ですが、犬猫と合わせて合計151頭、令和元年度の合計308頭と比べ、全体で49%減少しております。

また、都では致死処分の内訳を、まず一つ目のカテゴリー、苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性を有する、または衰弱や感染症によって生育が極めて困難と判断される動物について、動物福祉との観点から行うものとしております。二つ目のカテゴリーは、引取り・収容後に死亡したもの。そして、三つ目のカテゴリーといたしまして、この一つ目、二つ目のカテゴリー以外の致死処分という三つに分類しております。この三つ目のカテゴリーに当たります致死処分を「殺処分」といたしまして、区分をしております。平成30年度に初めて動物の殺処分ゼロを達成し、令和6年度までゼロを継続しているところでございます。

続きまして、13 ページまで進んでください。動物取扱業に関する統計の状況でございます。

令和6年度における第一種動物取扱業の登録数5,387施設、業態別の施設では、保管業が4,121施設と最も多くなっております。令和元年度からどんどん増加をしている状況でございます。

続きまして 14 ページ、第二種動物取扱業の届出数をお示ししております。令和 6 年度届出数が 165 施設、こちらも令和元年度から一貫して増加の傾向にあります。業態別としては、譲渡し業が 155 施設と最も多くなっております。

続きまして、これらの取扱業に関する監視指導の状況でございます。令和 6 年度監視件数延べ 6,052 件ということで、表を御覧になっていただくと分かるのですが、順次、増加をしている傾向、施設の増加とともに増えている傾向にあります。

続きまして、15 ページを御覧ください。動物由来感染症の発生状況になります。現状として、輸入感染症などの危機にさらされているということで、平常時より予防対策であるとか普及啓発とかに努めているところではございますが、こうした対策の中で、東京都でも幾つかの事例がございましたので、一覧表にまとめております。

表のところを御覧いただきたいんですが、まず都内で起こった事例としましては、令和 4 年 7 月のサル痘患者の発生がございました。そして令和 5 年には、こちらは展示業における飼養動物だったんですが、都内飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生がございました。それから、表の一番最後のところですが、令和 7 年、昨年 10 月ですけれども、都内で初めて犬の SFTS 症例を確認いたしまして、こちらは注意喚起のためのプレス発表を行ったところがございます。

続きまして、16 ページを御覧ください。狂犬病予防注射接種率になります。

令和 6 年度の都内における狂犬病予防注射接種率 69.4% ということで、令和元年度 73% と比べ 3.6 ポイント低下しております。

続きまして、17 ページを御覧ください。災害に備えた対策ということで、飼育実態調査で災害の備えとして、飼い主さんはどんな準備をしているかということ进行调查しております。ケージに嫌がらずに入るしつけなどを行っている飼い主さん約 36% いらっしゃる一方で、ペットに関する対策をしていない飼い主の割合も 32% と高い割合となっております。

災害時の動物に関する対策について、18 ページの表でまとめておりますが、ほとんどの区市町村の地域防災計画に動物の対策が位置づけられるようになりました。具体的な対策マニュアルの整備、ペット用の物資の備蓄を行っている区市町村、全体の半数程度にとどまっているという結果となっております。

それから、18 ページにございます動物愛護管理施策に対する都政への要望ということで、こちらはモニターアンケートで、都政に望む意見ということで調査をしております。この中で 30% 以上を超えた意見としまして、犬の登録・狂犬病予防の徹底や、ペット業者に対する監視指導、感染症の予防対策やマイクロチップ装着制度の普及啓発などが挙げられておりました。

以上で、第 1 の説明を終わります。

続きまして、19 ページから第 2 に入ります。動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況につきまして、簡単に御説明いたします。

こちら 19 ページでは、計画の四つの柱と 16 の施策の一覧が出ております。各施策について、20 ページ以降にお示ししています。

まず、動物の適正飼養の啓発と徹底という一つ目の柱ですが、七つの重点施策で構成されております。

まず一つ目が、適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化になります。こちらにおいては、動物愛護週間中央行事などのイベントにおいて、動物の適正飼養・終生飼養、それから、関係法令などを十分に理解し、飼い主様が実践できるように、パネル展示などの普及啓発を実施しております。また、販売業者に対しまして、ペット購入前の都独自の追加説明事項など、周知協力を依頼するなど、様々な機会を通じて飼い主、それから、これから飼い主になる方々に情報を得られる環境づくりを進めております。

また、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」におきまして、様々な情報提供を実施しているところでございます。また、マイクロチップ制度の定着のために、駅貼り広告、それからリーフレットなどを作成、配布いたしまして、啓発を進めているところでございます。

それから、二つ目の重点施策として、犬・猫の適正飼養の徹底ということで、区市町村と連携しまして、担当者で構成される動物行政検討会という会議体がございまして、こちらで畜犬登録、狂犬病予防接種、マイクロチップ登録による課題などを共有し、対策を進めております。さらに、動物病院などで鑑札交付・注射済票交付など、飼い主が手続きしやすい環境の整備等の取組を行っており、これが進みまして令和 7 年 4 月時点では、19 区 21 市町村、これは令和元年度ですと 17 区 19 市町村だったので、若干、取組が広がっているところでございます。

それから、犬によるこう傷事故が増加しているというところで、統計のところでお示ししましたが、こちらを未然に防ぐため、各種普及啓発資材をイベント等で配布。それから、臨床の動物病院の方々が出席される飼育動物診療施設開設者講習会などで情報提供、それから飼い主様への普及啓発協力の依頼を行っております。動物愛護相談センターでは、多摩支所におきまして、こう傷事故を含む苦情相談業務をDX化することにより、こう傷事故発生時に犬の検診等に関する飼い主への指導等の効率化を図って、対策を進めております。

続きまして、21 ページ以降を御覧ください。3 番目の重点施策、地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備になります。

こちら、動物の不適正な飼養に関する問題について、飼い主を含む住民にとって身近な地域で相談支援を受けられる体制整備に取り組む区市町村に、包括補助事業により財政的に支援を行っております。

それから、施策の 4 番目、多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携ですけれども、飼い主への適正飼養に係る指導のみでは、動物関係の指導のみでは対応しきれない、解決が困難な多頭飼育崩壊事例にも円滑に対応できるようにするため、環境省の募集した

モデルプランで台東区さんと共同提案を行ったり、ボランティアなどの動物関係者、それから福祉部門との連携を推進しております。

また、こういった問題が深刻化する前に関係機関と情報共有し、早期から連携できる仕組みづくりを推進するために、関係するパンフレットを配布いたしまして情報共有を進めております。

それから施策の5番目、動物の遺棄・虐待防止に関する対策としまして、こうした疑いのある事案を探知した場合に、事案に応じて区市町村、警察等、関係機関と連携を取りながら対応しているところでございます。

また、資料ではキーワード連動広告としておりますが、ウェブ広告などを用いて普及啓発も実施しております。

22 ページに移ります。それから施策の6番、地域における適正飼養の推進のための人材育成、こちらでは動物の愛護や地域における適正飼養等を推進するため、都では令和7年4月時点で約280名の動物愛護推進員の方を委嘱しております。推進員の知識、スキル向上を目指して、様々な研修を実施しており、普及啓発活動等で指導的な役割を果たせる人材の養成、資質向上を目指しているところでございます。

令和6年度から推進員の活動の認知度向上を目指しまして、推進員の具体的活動内容をホームページに記載し始めております。

7番目の施策にまいります。小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援になります。こちらは児童等に対しまして、生命尊重、友愛、情操の涵養、動物によるこう傷事故防止等を図るために、小学校低学年を対象とした動物教室を開催しております。

令和3年度からは、実施対象を拡大いたしまして、児童館等でも、先に御説明しました動物愛護推進員の方々による動物教室を開催しております。

また、動物愛護相談センターにおいても「サマーセミナー」などを開催しまして、小学校高学年程度のお子さん、それから、その保護者様に動物について学べる機会を提供しております。

また、学校で飼育される動物に関しましては、教職員等を対象としました講習会などを実施し、適正飼養について周知を行っているところでございます。

それから、2番目の柱にまいります。動物の致死処分数のさらなる減少を目指した取組の推進ということで、こちらは三つの重点施策からなっております。

まず一つ目が、施策の8番目、地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及になります。飼い主のいない猫対策が地域に根差して取り組まれるようにするため、「「飼い主のいない猫」との共生を目指すガイドブック」を作成いたしまして、区市町村等に配布をして、具体的な事例をお示しして取組を進めていただいているところです。

また、こうした対策を実施する区市町村に対しまして、包括補助により財政的な支援を引き続き行っているところでございます。

それから、9番目の施策になりますが、動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理ということで、動物愛護相談センターでは、収容した動物たちの動物福祉と健康安全面を一層考慮し、日常的な健康管理、感染症予防対策の徹底などによる中長期管理、こちらは飼養管理方法の改善を図るなど、環境整備に努めているところでございます。

それから(3)としてあります施策の10番目になります。動物の譲渡拡大のための仕組みづくりでございます。

先ほど、行政の譲渡、非常に割合が低いというところを御紹介いたしました。譲渡制度の認知度を高め、譲渡の拡大を図るために11月を「動物譲渡促進月間」として普及啓発、広報活動を実施しているところでございます。

それから3番目の柱に移ります。24ページを御覧ください。事業者等による動物の適正な取扱いの推進といたしまして、動物取扱業への監視の強化、施策の11番目がございます。こちらの施策につきましては、こちらの柱は四つの重点施策からなります。

動物取扱業の監視につきましては、全国最多の施設数ということで、限られたマンパワーで効率的な監視指導を実施ということで、デジタルツールを活用した監視手法の検討を進めているところでございます。

それから24ページの最後のところにもお示ししておりますが、展示業において、こう傷事故が起きているというところで、委員会でも報告しております。発生時の状況、事故原因など調査を行いまして、調査結果に基づいて事業者への効果的な指導方法などについても検討しているところでございます。

続きまして、25ページを御覧ください。業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進、施策の12番目になります。

都内の動物取扱業者、保管業者が非常に多い、最も多いところでございますが、動物の預かりに関しまして、動物取扱責任者向けの研修におきまして、地震の際のBCP策定、それから販売用の動物から発生する臭気などの苦情相談対応、衛生管理に関する研修などを実施しまして、多様化する業態に応じた啓発、指導を実施しております。

それから、次が特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底ということで、施策の13番目になります。

特定動物の飼養施設に関する監視、令和6年度では記載のとおり96件となっております。都内の特定動物の飼養許可の取得者に対しまして、逸走防止等の管理の徹底を実施するよう、注意喚起をしているところでございます。

それから、続きまして、産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応というところになります。

産業動物の管理に関する相談等に関しましては、必要に応じまして産業労働局の家畜保健衛生所と連携して対応しているところでございます。

最後、四つ目の柱、26ページになります。動物由来感染症・災害時への対応強化ということで、リスク管理の取組になります。

まず、こちらは二つの重点施策がございますが、感染症に関する重点施策、動物由来感染症への対応強化というところでございます。狂犬病発生時、対応マニュアルを活用しました実動訓練、机上訓練などを実施するとともに、それから飼養動物における動物由来感染症の発生状況を把握するため、東京都獣医師会さんの御協力の下、指定動物病院に来院する犬猫の感染症、罹患状況の診断結果を把握するとともに、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）などを対象としましたサンプリング調査を実施しているところでございます。あわせて、動物取扱業者が販売や展示を行う管理動物につきまして、事業者の協力をいただきながら病原体保有実態調査を実施しております。結果につきましては、事業者に還元するとともに、発見された病原体に応じて治療やふれあい後の手洗い等の助言指導を実施しており、事業者による自主管理を促進するというところで活用してございます。

それから施策の 16 番目、最後の施策になります。災害への備えと発生時の危機管理体制の強化になります。

ペットの災害対策に関する意識向上というところで、様々なイベントでのパネル展示などを実施しております。また、動物愛護推進員向けに座学や机上訓練などを組み合わせました災害時動物ボランティア養成研修などを実施し、災害時のボランティア等の人材育成を行っているところでございます。

以上が、第 2 の各施策、東京都の取組事業の御報告でございます。

最後、第 3 になります。東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方といたしまして、審議会や小委員会でいただいた意見、今後のあり方の提案というところをまとめたところとなります。こちらでは、これまでの取組の成果を基盤として、施策を一層推進していくというような方向性でまとめております。

まず一つ目の柱、動物の適正飼養の啓発と徹底になりますが、こちらでは四つの施策をポイントとして挙げております。

まず第 1、適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化というところになります。飼育するペットが飼えなくなったときの準備をしていない飼い主が半数を超えているという結果を受けまして、飼い主に対して終生飼養や万が一に備えた準備等の啓発を強化する必要があるとしております。あわせて、動物を飼うこと以外を含む多様な暮らし方を発信するなど、関係機関と連携し、紙媒体を含む、あらゆる広報媒体を活用した情報発信の実施をしていく必要があるというところでまとめております。

また、マイクロチップのことにつきましては、装着後の登録、変更登録を適切に実施していない事例がありますので、変更登録等が確実に実施されるよう啓発を促進していくというところを挙げております。

二つ目のポイント、犬・猫の適正飼養の徹底でございます。平成 30 年度以降、こう傷事故が一貫して増加という結果になっております。今後、狂犬病予防接種の通年接種が可能となるように、狂犬病予防法施行規則が改正される予定でございます。接種率の

一層の低下も懸念されている状況の中で、犬による危害を防止するために区市町村と連携し、飼い主に対して専門家による犬のトレーニングの受講や実践的な学習といった、こう傷事故防止策の実施及び狂犬病予防接種の徹底について、周知・啓発していく必要があるということでもとめております。

三つ目の柱として、地域における動物飼養等に関する問題の相談支援体制の整備を挙げております。

こちらの苦情相談、依然として6割以上の方が何らかのペットに関する迷惑を感じているというような調査結果を受けたところがございます。こうした糞尿の不始末など、生活環境が損なわれるケースもございます。

こういったトラブルの中には、飼い主が自分で解決することが困難な事例もございますので、身近な地域で相談支援を受けられる体制が整っていることが必要としております。

そのため、全区市町村でペットに関する相談支援が受けられる体制が着実に整備されるよう、引き続き、区市町村への支援を実施していくことが重要としております。

四つ目のポイント、多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携でございます。

多頭飼育など、不適正な飼養に係る問題は様々な背景がございまして、動物愛護管理分野のみの対応では根本的な解決が難しいことが非常に多いです。この問題に対しまして、動物愛護管理のほか、生活衛生、それから福祉、地域保健、警察など、様々な分野の関係者がケースに応じて連携して取り組むことが重要であり、連携の土壌をつくるために、各担当部局において影響のある問題という認識をきちんと共有していくことが必要であるというふうにもとめております。

東京都においても、飼い主の病気、多頭飼育によるセンターへの引取相談は非常に多いです。その根本的な解決や迅速な対応を図るためにも、福祉担当部署等との連携事例を蓄積し、関係者に対して具体的な取組等をまとめた情報発信を一層促進していくことが必要であるとしております。

二つ目の柱である、動物の致死処分数のさらなる減少を目指した取組の推進でございます。こちらでは、二つの施策と、あと指標に関する論点、三つのポイントを挙げております。

まず、動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理ということで、高齢や人馴れしていない動物、譲渡がなかなか困難な状況にある動物への対応を一層促進していくために、収容動物に関する治療技術などを向上させること、それから動物への実地訓練など、トレーニング能力を向上させること、こちらが重要としております。こうした取組を推進するため、臨床獣医師、トレーナー等の専門的知識を有する関係者との連携協力を図りつつ、動物福祉に十分配慮した飼養管理が実践できるよう、センターにおける飼養管理能力の一層の向上を図っていくことが必要ととめております。

二つ目の取組事業として、譲渡拡大のための仕組みづくりがございました。

先ほど御紹介した「動物譲渡促進月間」にて引き続き重点的な広報等を実施すること。それから、大学協働事業などを活用しまして、大学祭などにおいても周知を一層強化していく、こちらを挙げております。また、動物愛護団体等から譲渡を受けた中で、譲渡に適さない動物の譲渡、かみ癖といった問題行動や病気など、動物に関する情報が十分に提供されないような、不適切と思われる譲渡があることが審議会の中でも報告されております。こういった譲渡に係るトラブルをなくしていくために、センター等における対応事例などを集積しまして、啓発に活用していくことが重要とまとめております。

三つ目のポイントとして、引取りに関する指標でございます。近年の動物の引取数は低水準を維持しております。これは区市町村、それからボランティアにおける飼い主のいない猫対策の進展のほか、適正飼養に関する情報発信の強化、それからセンターでの引取り相談の際に、飼い主が最後まで飼い続けることができるよう、丁寧なアドバイスを実施していくなど、様々な取組の成果が現れた結果と言えます。

一方で、引取数が一時的に一過性に増加する傾向も見受けられます。その理由として、高齢者の入院、多頭飼育崩壊等が発生して、飼い主自身で新しい飼い主を探すなど、取り得る方法を検討・実践してもなお、解決が困難、やむを得ない理由と認められる事例が発生していることが背景でございます。このような引取りはセーフティーネットとしての動物愛護相談センターに必要な機能であるということをも明記しております。

次のページを御覧ください。このため、推進計画に掲げる取組を総合的に進めることで、引取数のさらなる減少を図る方向性は維持しつつ、指標として引取数の取扱いについては、今後、検討を重ねていくことが必要であるというところで、今回、中間報告素案の中では、その引取数の指標を変えていくというところまでは議論が進められなかったところですが、今後の検討が必要というところでまとめております。

それから3番目の施策の方向性でございます。事業者等の動物の適正な取扱いの推進でございます。こちらは一つの施策につきましてポイントを挙げております。

動物取扱業への監視強化というところでございます。動物取扱業なんですけれども、非常に多くの施設数を抱えている東京都におきまして、また、法令につきましても、新たな基準が、今、国でも検討されているというところもあり、これまで以上に多岐にわたる項目について監視指導を実施することが求められております。ただ、一方で、監視を行う職員の人数には限りがあるということで、タブレット端末、監視時の画像記録等を活用した効果的・効率的な監視指導など、監視体制の整備が必要であるとしております。

また、動物取扱業者に望むこととして、感染症やその予防方法など、きちんと説明をしてほしいというような回答があります。一方で、動物の適正な飼養または保管に必要な事項や感染症の予防方法など、動物愛護管理法第21条の4、それから同施行規則第8条の2において、販売事業者さんには説明を行うことが義務づけられております。このため、販売業者に対しまして事前説明を含む法令遵守の徹底、それから新たな規制が

制定された際の周知、効果的な啓発を行っていく必要があるとしております。

それから、新たな規制の遵守状況の確認と併せまして、期間や対象を限定した監視指導、特定の業種を対象とした啓発等を検討していくことが重要であるというふうにまとめております。

それから4番目の柱、最後の柱ですが、動物由来感染症・災害時への対応強化というところで、感染症・災害時、それぞれポイントを挙げております。

いずれも情報の発信を充実というところでまとめられるかと思えます。感染症の対応強化につきまして、発生状況の実態把握、調査研究を促進し、結果を踏まえた予防のための啓発を徹底することを挙げております。災害への備えと発生時の危機管理体制の強化につきましては、発災時に備えた対策を推進するために、ペットを飼っている人、飼っていない人を含めました都民全体に対して、同行避難の意義や日頃の備え等、ペットの防災に関する認知度向上を目指した啓発を一層充実していくこと。それから、災害時を想定した同行避難訓練を実施する区市町村を支援していくことなど、避難所運営に係る支援を強化する必要があるとまとめております。

また、最後に示していますが、環境省では現在ガイドラインの改訂を行っているところでございます。令和元年度に東京都でも災害時における動物愛護管理対応マニュアルを改訂しているところでございますが、これも適宜アップデートする必要があるということを示しております。

以上が中間報告の素案になります。

○武内委員長 ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

では、町屋委員、お願いします。

○町屋委員 御説明ありがとうございました。全体に対して話していいのであれば、五つぐらいあるのですが、最初は三つぐらいに絞って発言したいと思います。

28 ページの(2)のところ、犬・猫の適正飼養の徹底のところ、こう傷事故のことが述べられておりましたが、前回もお話ししましたけれども、最近、犬同士のこう傷事故も増えており、そのような相談も寄せられています。

そのような事態のときに、飼い主が慌てて手を出すことによって飼い主もかまれるというような二次被害ということもありますので、そういったことを防止する意味でも、犬同士のこう傷事故についても気をつけるように啓発をお願いしたいと思っております。

もう一つが、29 ページの(4)の多頭飼育に起因する問題のところになります。多頭飼育問題の動物の対応については、市や区の生活衛生課、そして都のセンターが中心的な役割を担うと考えられますので、この両者の連携というところも明記されたほうがいいかなと思っております。そして、この多頭飼育問題については、動物愛護団体が関与をしているケースも多くて、トラブルに発展している事例というのも非常に多いです。そのため多頭問題を地域社会の問題として捉えて、行政が主体的に関与していくことが

重要ではないかと思っております。

そして 30 ページですね。(2) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくりなんですけれども、都は引渡し団体さんを抱えておまして、そちらのほうにお渡しすることも多いかと思えますけれども、やはりこういった引渡し団体における動物の受け払い状況というのを適切に確認し、適正な団体譲渡に努めてほしいと思っております。もう既にやられていることかもしれませんが、述べさせていただきます。

あと、譲渡拡大またはセンターの周知というところにおいては、土日祝オープンというところも御検討いただければなと思っております。

以上です。

○武内委員長 ありがとうございます。事務局お願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見ありがとうございます。

まず一つ目の 28 ページのこう傷事故に係る周知・啓発というところで、中間報告への記載としましては、人が被害に遭った事故というのは届出のシステムができていますが、犬同士の被害というのが統計上、取れていないところが、通報の件数が把握できないところがございます。

ただ、今、御意見の中にありました犬同士の争いに手を突っ込んでかまれるという二次被害は、実際に起きているところもあるかと思えます。それも含めまして、こう傷事故防止というところ、それから日常的な管理、散歩のときにすれ違いざまのこう傷事故も含めまして、そういう事故が起きているということを飼い主さんに認識させるという意味で、取組の運用中で、そういった啓発事項について含めるように検討させていただきたいと考えております。

それからもう一つ、多頭飼育問題につきまして、御指摘いただいた区市町村、多分、保健所のある区的生活衛生課という意味で、恐らく、こちらは動物の担当部署である区市町村の動物の担当部署と都の動物愛護相談センターとの連携というところになるかと思えます。こちらにつきましては、区市町村、特に区のほうでは担当者等の会議体が定期的に、市町村も年に1回、定期的に行っているところもございます。あと、報告の中でもございました動物行政検討会などいろいろな機会がございますので、そういったところで情報共有をすることで、連携を深めるところにつなげていけると考えております。現状の取組の中でそういった会議体を利用して情報共有をしているところもございますので、より一層、そういう機会が活用できるのかなというふうに、今御意見をいただきまして感じたところもでございます。

恐らく、動物の担当部署と福祉との担当部署とのつながりがなかなか難しい、地域差もあるのかなというところもございますので、こちらだけではなくというところかもしれませんが、少なくとも動物の担当部署ではそういった連携が必要という御意見というところでよろしかったでしょうか。

○町屋委員 はい。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。この書きぶりだと、動物担当部署間の連携というのは、前提にあるという表現となっていました。

それから3番目の譲渡拡大のところですが、譲渡対象団体、動物愛護相談センターで譲渡事業に御協力いただいている譲渡対象団体に動物を引き出していただいた際には報告書も受けておりますので、譲渡した動物が、その先、新しい飼い主さんにもらわれていったかどうかというような状況は、年に1回報告を受けております。その状況も鑑みながらやっておりますので、過剰な引き出しをしていただいて過密飼育になってしまうようなところは、都からの譲渡というところでは避けなければいけないというところで、配慮を引き続き行っていきたいと考えております。

それから最後、いただきました土日祝日オープンという、将来的なところも含めてというところでの御意見ですが、今現状として、土日祝日は閉庁しているところでございますが、今後、やはりそういったところも望まれるというお声があったというところで、御意見として承りたいと存じます。

以上でございます。

○武内委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、金谷委員。

○金谷委員 金谷です。よろしくお願いたします。私も何点かあるんですが、まず28ページの1の(1)のところ。適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化です。

具体的な文言についての意見で、細かく聞こえるかもしれないんですが、本文の3行目で、動物を飼うこと以外を含む多様な暮らし方を発信と、ここがあまりにも幅が広過ぎて、いったい、どういう暮らしを発信するのかなというふうに感じました。

イメージがわかenかったのが、多様な暮らし方とはどういうことを発信していけばいいのかというのが、もう少しイメージがわくようなことを考えたらいかがかなというふうに思いました。

例えば、今飼っていて将来に対する準備をしていない人だけではなくて、今から飼いはじめの人たちに対して、果たして将来のことを考えると、例えば、今は動物を今すぐに飼うということではないこともありますよというような発信とか、そのほかに、今飼ってなくても、例えば、動物を将来飼うとき、それからいざということを想定して、適正な飼養について今からまず勉強をしてもらうとか、そのほか直接、動物を飼わないまでも、例えば、高齢者のペット飼育について、いろいろと支援をするようなボランティアをするというような関わり方もありますよというような、動物の適正飼育に関わるようなことについて、発信をしていくというようなこともあるのではないかなというふうに思いました。それが1点です。

それから、同じく28ページの適正飼養の徹底で、ここで犬のトレーニングに関することが書かれておりますけれども、気になったのが、専門家による犬のトレーニングの

受講という、専門家が犬をトレーニングすることのようにすごく狭く見えてしまうので、そのほかにも飼い主さん自身が、犬のトレーナーさんからトレーニングのコツとか、やり方を教えてもらって自らいろいろトレーニングをするという方法もありますよね。ほめてしつけるタイプのような。そういうことが広く普及することによって、もちろん事故の防止というのは大事なんですけども、それだけではなくて、例えばトレーニングで、犬と飼い主さんのコミュニケーションというか、絆が深まるというような、すごくポジティブな面もたくさんあると思いますので、事故防止だけではなくて、犬のトレーニングによる効用みたいなことも含めて述べていただくと、より前向きな感じのあり方になるのではないかなというふうに思いました。

細かくて大変恐縮ですけれども、ひとまず二つお話しいたしました。

○武内委員長 事務局お願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見、ありがとうございます。

まず1点目のところ、動物を飼うこと以外を含む多様な暮らし方というところなんですけれども、実はこれ、前回の小委員会でもいただいている御意見なんですけれども、高齢者の方のペット飼養の問題のところが発生してきた御意見になるのかなというふうに考えています。

動物飼養は高齢者の方に多くのメリットがあるけれど、終生飼養が困難な状況に陥ってしまうところもあるので、いろいろな次の飼い主さんをサポートするような体制を整えるとか、そういった飼養の考え方も検討すべきだというような御意見をいただいております。

それから、高齢者のペット飼養、高齢者の方の充実した生活にとって非常に有意義なことだというような御意見も頂戴しています。ただ、飼えなくなったときに備えておくこと、それを普及啓発することが大事だと。これらのことを受けまして、実は東京都のほうで、現在シニア世代のためのペット飼養というところでパンフレットをつくっているのですが、その中でも、やはり動物を飼わないで、動物と触れ合っていくことについて、自身でペットを飼うだけではなくて、様々な動物との関わり方があることをパンフレットの中で紹介しております。

それらを想定した文言だったんですが、非常に壮大なところが想定されてしまうような書きぶりとなってしまっている部分もありますので、表現の仕方を含めまして、修正を検討させていただきたいと思います。中身として想定されるのはそういうところになります。

それから2点目の28ページのところです。専門家による犬のトレーニング受講の記載についての御意見でございました。これにつきましては、しつけという言葉に関して誤解を招く可能性もあるので、やはり人との生活の仕方を犬や猫、ペットに学ばせるということが大事なことなんだという御意見を前回の小委員会でもいただいていたかと思えます。

しつけという言葉自体も誤解されやすいような使い方になるので、不適切な対応で事故につながってしまうことがあるというところで、言葉の使い方も含めて検討してくださいというような御意見をいただきました。

それを反映させる中で、トレーニングという言葉を使ってはいるんですけども、これにつきましても、しつけというのが生活の中でのトレーニングを含めてポジティブなもの、一緒に楽しく生活していくための犬との絆を生むというところ、より豊かな暮らしにつながるというようなところのポジティブな面も補足として書き加える必要があるという御意見を頂戴いたしましたので、こちらについても補足文案について修正を検討させていただきたいなと思います。事故防止だけではないというところで、それを補足させていただく方向で、修正を検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○武内委員長 よろしいでしょうか。

では、続いて佐久間委員。

○佐久間委員 説明がとても分かりやすく、興味深く聞いておりました。

28 ページの2番の犬・猫の適正飼養の徹底のところなんですけれども、前回、確かに私自身がそのしつけという言葉が飼い主さんにとって大きなかせとなって、そのプレッシャーで厳しく当たることが逆に動物の反発を生むケースがあるということを想定し、しつけという言葉を使っていたらだいたくはないということは申し上げました。

その場合のしつけという言葉は、私の中ではトレーニングとイコールでございました。私自身はドッグライフカウンセラーという仕事をしておりまして、飼い主さんからのお悩み相談を受ける立場なんですけど、自分の犬がかみ犬になってしまったという飼い主さんからのお悩みのときに、その背景を探ったとき、トレーニングがもともとのトリガー、引き金になっているケースがとても多いと感じています。というのは、トレーニングを学んだプロがトレーニングをする、これは非常に理にかなったことであり、その犬自身も、この人はトレーニングをしてくれる人ということになると思うんですね。それが全く同じ形でトレースされずに、飼い主さんの自己流の解釈の下に「多分こうだね、こういうことを言ってたんだよね」みたいなことをやると、犬が「何言ってるの、こいつ。これは違うよ」みたいなことになって、誤ったやり方のトレーニングがかみ犬を生み出してしまふようなケースが多々あるんですね。例えば、犬を服従させる、それがうまく暮らすためのコツだということを伝授された飼い主は、犬にご飯を出しても5分とか10分とか15分とか、待てをかけたまま絶対に動かないような犬をつくらうとする、犬はじれて暴れ回って、最後にはご飯の時間になると人の足をかむようになってしまふ、そういったケースをあまりにもたくさん見てきているので、トレーニングという言葉は非常に取扱いに神経を使うべきではないかと思ひます。

犬との暮らしは、トレーニングによって成り立つものではなくて、双方の愛情、双方の間にある心のつながり、そうしたもので豊かな暮らしが実現するのではないかと思ひ

ます。

なので、ここで専門家によるトレーニングというふうに書いてしまうと、「じゃあ、犬を飼ったらトレーナーさんのところに連れていかなきゃいけないのね。」というような新たな常識を生んでしまうことは避けたいかなというふうに思っております。

ですので、犬と仲よく暮らすための方法を学ぶというのはどういうことなのか、それをあまり具体的に書かず、でも、仲よく暮らすと事故のない幸せな日々が送れるよということを感じさせるような文章だとありがたいなというふうに思っております。

○武内委員長 難しいですね。

○佐久間委員 はい。ちなみに、1番の終生飼養の動物を飼うこと以外を含むというところは、私は例えばいわゆるペットロボットを飼えばいいということかなと思って読んでいました。

以上です。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見ありがとうございます。

趣旨としてはやはり服従させるとか、今言った事故のトリガーになりかねないような強制的なトレーニングを犬に受けさせるべきだというような考えで書いているわけでは決してないところで、一緒に暮らしていくための手法を学んでいく、飼い主も学ぶ、犬も学ぶというところを想定しています。

よくパピークラスであるとか、しつけ方教室とかで、本来、飼い主さんに学んでいただきたいことは、犬と一緒にどうしたらうまくやっていけるか、犬も人間社会のルールを覚えてもらう、飼い主も犬との暮らし方のルールを覚えてもらう、そういう双方向で学ばなければいけないところなのかなという認識は都としても持っているところなんですけれども、誤解を生むような表現になってはいけませんので、その辺りを金谷委員からもそれに沿った形の御意見をいただけたかなと思いますので、表現の仕方については併せて修正等を考えていきたいなと思います。ありがとうございます。

○佐久間委員 お願いします。

○武内委員長 いかがでしょうか。

こういうのは環境省でも結構あるんですけど、何かあまりかみ砕き過ぎてしまうのも難しい部分があって、いや、別に東京都がそういうふう考えているのでしたらもう完全にかみ砕いて具体的にしてしまうというのも一方法とは思いますが、そこはやはり判断しないといけないかと思っています。

一方で、ここを今どういうふうにしたらいいたろうかなと思ったときに、なかなか難しいだろうと想定されたのですが、大丈夫ですか。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。

あまり具体的にし過ぎると委員長がおっしゃったように限定になってしまい、身動きが取れなくなってしまうところがあるので、いろいろなところを示唆できるような内容で書いていくのがよいかと思いました。

これは施策の方向性のお話になりますので、具体的な取組については、今、やり取りをさせていただいたようなところを、例えば講習会でお伝えしたりとか、具体的な東京都の事業、いろいろなところでの発信というところでは、具体的にはそういった方向性でやっていくことは可能だと思うんですけども、委員長のおっしゃるとおり中間報告として方向性を示すときにあまり具体的などころまで今、書いてしまわないで、ざっくりとつかんだ方向性としてまとめさせていただくことも含めて検討したいと思います。

○武内委員長 ほかはいかがでしょうか。

このiPadの資料などもそうですが、黄色くハイライトされているところが以前から御指摘のあった部分になっていますので、今、皆さんから御指摘があったのはその部分も含めてですけど、新しい部分でも、いや、ここは言ってなかったけども、ハイライトされていないところだけでも、よく読んでみたらちょっとこれは気になるというところでも構いませんので、御指摘いただければと思います。

どうぞ。

○岩浪委員 すごく今さらという感じではありますが、推進員のところ、22ページの「人材育成」というところについてです。

いろいろと研修なども受けさせていただいてスキルというのは向上していくと思いますが、最近、推進員同士での相談事を受けることがあり、推進員と推進員のコミュニケーションというか、そういったものが今まであまりなかったかなというところがあります。

名簿などもいただいているので、直接連絡することはできますが、研修を受けて先生方のお話を聞くというのはすごく大事なことである一方、推進員が何をしているか、隣の推進員が何をしているのかというのは全く分かりません。協力要請をするというのなかなか難しいというところがあります。

何か横のつながりが強まるようなことができたらいいな、含めていただけるといいかなと思っています。

私が初めて推進員になったときは300人くらいいたと思いますが、だんだん少なくなっている中で、やはり高齢化も進んでいるかなと思います。できないことをできる人が賄っていけるような体制がとれると、もう少し協力ができるのではないかと思います。

以上です。

○武内委員長 こちらでも大丈夫でしょうか。こういうところ。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。

今、御意見にございました研修だけでなくというところなんですけど、実は不定期的ではあったんですけども、推進員さんの皆様に例えば、動物愛護相談センターの見学をしていただいたりとか、そういった形でお会いできる機会をつくっていたところもございますので、なかなか横の連携で大勢の方々をお呼びして何かコミュニティーを形成して会議体をつくるのかというの、皆さんお仕事を抱えながら活動していただい

る中で難しいところもございまして、そういった研修であるとか、見学会であるとか、そういった機会を通じて親交を深めていただきたいなという試みを細々ながら続けさせていただいているところがございます。

これからも、今言った御意見を生かしながら、そういった機会がつかれるように検討してまいりたいと思います。

横の人が何をしているのか分からないというところ、それから都民の皆様の推進員の方の認知度を上げないと相談してもらえないというところもございまして、令和6年度から活動の一端をホームページで御紹介して宣伝をしていくというところを試み始めているところでございます。

こういったところを続けていって、推進員さん同士でも違った活動をしている方は何をしているんだろうとか、推進員になったばかりの方、どうやって活動をしていこうかな、こういったところのヒントになるような情報提供もしていきたいなというふうに考えておりまして、また何かいい案がございましたら、御意見をいただきながら進めていきたいと思います。

中間報告としては、今、その人材の確保と養成、質の向上という研修とか見学会の中で、現行施策の中で取組を進めていきたいなというところで、今回、中間報告には直接の記載はないところでございますが、取組を進めていきたいと思います。

以上でございます。

○武内委員長 ほかにはよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

町屋委員、どうぞ。

○町屋委員 31 ページの(1)の動物取扱業への監視強化のところ、令和6年度に6,000件を超える監視をされたという御報告があったかと思うんですけども、その中で改善指導が行われた件数というのはどのくらいあるのでしょうか。

○栗原動物愛護管理専門課長 動物取扱業に監視に行った際に、まず何も言わないということはないところです。気になったところであったり、目について改善が必要なところというのは、まず口頭指導で注意してすぐ改善されるようなこともございます。

あとは度重なる注意、非常に不適正な取扱いがあって、何度か監視に出かけていって口頭注意では直らなかった場合に文書指導という形で注意指導書などを交付しまして、いつまでに改善してくださいということで指導を行うような事例、その後、勧告や命令といった強い行政指導、不利益処分という形に発展していくというところがございます。口頭指導の件数というのが今のところ件数としては計上していませんが、中間報告の中で注意指導書交付数というのは入れています。これは段階が進んで、文書による指導としてより強い指導をしていかなきゃいけないというところでやっているところでございます。

これについては、14 ページのところに監視指導状況というところで表を一覧表で、今、中間報告素案のほうにも載せておりますが、口頭指導件数ではないんですけども、

こちらに注意指導書の交付数、令和6年度ですと19枚の指導書を、切符を切っているという形になります。その後、その指導書の内容が履行されず、改善がなされていないようであれば改善勧告に発展したり、それもできなければ改善命令に発展したりという形で進んでいく形になります。

○町屋委員 ありがとうございます。

なぜこういったことをお聞きしたかと言いますと、こちらにも書いてありますように、人的資源・マンパワーに大きな制約がかかる問題ではないかなと考えているためです。

デジタル化も非常に重要だとは思っておりますが、人的資源を増やす一つの例として、農水省が実施している「豚熱の知事認定獣医師制度」を参考にするのはどうかと考えています。例えば、一定の研修を受けた正職員ではない獣医師等を知事が認定し、その認定獣医師が動物取扱業者の施設などの一時的なスクリーニングを実施する、そこで、もし、問題があれば、後に正職員が確認や指導等をしていく形で、人材をいかに確保し有効に活用していくかという仕組みが考えられるのではないかと思ひ、案としてお話しさせていただきました。

ただ、今おっしゃったことをお伺いしていて、1回行ったときにちょっとした問題でも指導しているということなので、この豚熱の認定制度が応用できるかというのは分からないところではあります。

以上です。

○武内委員長 なかなかこれが難しいと私も思っていて、環境省の会議のときもやはり都の職員が行って、こうしなさい、ああしなさい、これ出しなさいというのはいいと思うのですが、例えば、仮に愛護推進員さんとかが命を受けてというか、一応、認定していただいて行ったりしたときに、何かトラブルが生じて、いろいろな責任問題が発生してしまうだろうと考えると、ここにも黄色くしていますけど、要するに、写真だけ撮ってきてくださいというようなことぐらいであれば、そんなにトラブルは起きないのかもしれないですけど、なかなか現実的に難しいのかと思います。責任問題が難しいかということ、私自身は感じたりはします。

そういうトラブルがこういう現場は起きがちだと思うので、その辺のところはなかなか難しいのかなという気がします。

○町屋委員 そうですね。ただワクチンを打つのと違いますよね。

○武内委員長 そう。ただ、下手するとなんですけどスマホをかざしただけでも、苦情などトラブルになる可能性もある。

○町屋委員 そうなんですよね。撮らないでという施設もあつたりしますからね。

○武内委員長 というふうなことが言い合いになってしまうと、ちょっとまたややこしくなってくるのかなというのが。

○町屋委員 なかなか打開策ってないですね。

○武内委員長 難しいですね。

都がお金を払っていっぱいの人を雇うとか、正規雇用するとかね、そのぐらいのことしか考えつかないんですけど。国は無理と言っていましたけど。

○町屋委員 お金出せないという。

○武内委員長 環境省がちゃんとチェックしに行けばいいんじゃないと聞いてみましたが、それは無理と言われたので。そこは都とか、ほかの自治体さんにお任せしていることなのでという言い方をされたので、なかなか難しいだろうと思っています。

○町屋委員 すみません、ありがとうございます。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見ありがとうございました。

マンパワーの不足というのは、動物行政だけでなくどの職場でも今非常に問題視されているところでございます。獣医師の職員の確保というのも非常に大きな課題に、東京都も人材確保について、最近、やはり採用数もどんどん減ってきているところもございまして、人材確保というところの視点での御提案をありがとうございます。

ただ、今、委員長のお話がありましたように、監視権限や処分権限とかというところを考えますと法的に保障された身分の方を調整しなければいけないというところが出てくるとは思いますし、効率的な監視というところで、現在、東京都は事業者の評価を行い、ランクをつけて監視を行っています。優良な事業者、取扱い等問題の少ない事業者であれば、自主管理ができているということを確認した上で、監視の頻度を変えていくというところ是可以する、効率的な監視としてあり得る形だと思います。実際それを今やっているところなんですけど、それでも追いつかないぐらい事業者が増えておりますので、デジタル化というところ、それから前回の小委員会でも御意見がございましたが、事例をきちんとデジタルデータ化して共有していくというのを、まずは、都の内部でそういった形でできるかどうかも含めて検討していきたいなというふうに考えております。ありがとうございます。

○武内委員長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○岩浪委員 今のお話を聞いていて思い出したのですが、結構前だと思いますが、ネット販売が増えてきたときに、第一種取扱業の責任者が業務をきちんと掲げているかどうかというのを推進員が調べたようなことがありました。

何か表に出ない調べ物みたいなところは、私たち推進員でなくても良いのですが、別の方（行政の方以外）がやれることもあるのかなと、今、おうかがいして思い出しました。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。

監視の立場で、動物取扱業だけでなく食品も薬事監視もそうですけれども、ネット販売の監視というのは各部署で行っておりまして、資格によらない業務も含めて、御意見として承ります。

ありがとうございます。

○武内委員長 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

○金谷委員 すみません。29 ページにちょっと戻っていただきまして、またもや表現に関する細かいところで大変恐縮なんですけれども、29 ページの（４）生活衛生や福祉、地域保健、警察等と、関係者との連携のことを述べられています。

これは大変よいことだと思いますが、この表現で気になったのが、この黄色のところの3行目、各関係担当部局にも影響のある問題であるという認識というところ、どうも自分たちは当事者じゃないみたいに関こえますので、例えば、それぞれが当事者であるという認識とか、それからそれぞれ関係者であるとか、そういうような表現のほうにびったりくるのかなと思ったところです。

ただ、現実的にはまだまだ部署間の縦割りの隙間というか、垣根があるのは現実かとは思いますが、これまでそれなりの年月にわたって関係している部署との連携というのが進んできているところだと思いますので、ここは関係者間で共有していくことが必要である、こういうのはいいですね。この影響のある問題であるというところを別の言い方に変えていただくのがいいのかなと思いました。

同じく、この一番下の最後の取組等をまとめた情報の発信を一層促進していくというのが、その前に出てきた情報を共有していくというところとは若干、表現が違ってくるように感じましたので、この「発信を促進」というよりも、関係者間で情報を共有していくというような表現のほうにふさわしいのではないかとこのところでございます。

すみません、細かいところで大変恐縮ですけど、表現について御検討いただければと思います。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見ありがとうございます。

まず、多頭飼育問題のところなんですけれども、福祉担当部局など動物担当部局以外の方々に御認識いただくということが非常に重要だということで、当事者意識を持っていただきたいという主旨とお聞きしたところでございます。

ただ、動物担当部署から関係部署に今働きかけを行っているところでもございますので、一緒に対応していきましょう、動物だけの問題じゃなくて人の問題でもあるので、一緒に解決していきましょうというような働きかけを行っているところです。

向こうからも御相談を受ける事例も非常に増えてきておまして、中間報告の中でも、多頭飼育問題というところで21 ページなんですけれども、動物愛護相談センター多摩支所のほうで、令和6年度東京都保健医療学会で、連携事例について学会発表、口頭発表もしております。こういった事例を御紹介しながら、積み上げて働きかけを行っていく、それから各種会議で働きかけを行っていくというところ、途上にいるところでもございますので、表現ぶりについては関係者としてのものというか、関係者であるという認識といったような言い方になるかもしれないんですけども、修正を検討していきたいなと思います。ありがとうございます。御理解をいただいて、協力いただきたいというように立場でお話をしていきたいなというところでございます。

それから、もう一個の情報発信と情報共有という、表現ぶりが二つの言葉で少し混乱してしまうところもあるかと思えます。

実は現行の施策、参考資料で今日つけているところですけども、現行計画におきましても、情報共有や、共有する仕組みづくりというような言葉で表現しておりますので、こちらにそろえる方向で修正を検討させていただきたいなと思えます。

御意見ありがとうございます。

○武内委員長 ほかはいかがでしょうか。

今さらの質問なんですけど、もちろん今、皆さんから御指摘いただいたものはここで直して、ドラフトをさらによくして行って最終版をつくっていくということなんだと思うんですけど、最終版というのはPDFになる、これをそのままPDFでつくって最終版という形になるんですか。

○栗原動物愛護管理専門課長 親会のほうの資料に上げていくので、また、その案で何か御意見があれば修正がかかってくるという形です。

○武内委員長 いや、本当にくだらないことで申し訳ないんですけど、ずっと気にはなっていたんですけど、例えば、図が非常に汚いですよね。コピペしているんだとは思いますが、今時、Wordにコピペでもこんなに汚くなるかなと思うような汚さがあります。

○栗原動物愛護管理専門課長 解像度が悪い。

○武内委員長 多分、Excelをそのままコピペしているんじゃないかぐらいの感じはあるんですけど、その辺はちょっと修正したほうがよろしい。あと、どこから引っ張ってきたのか分からないんですけど、狂犬病の地図とかの図とかも、16 ページの図とかも。

○栗原動物愛護管理専門課長 ホームページの画像を使っているんで、ちょっと解像度が粗くなって写ってしまっているところだと思います。

○武内委員長 ひどいですよね。もうちょっとその辺も。

あと、図のほうもなんですけど、令和6年が上に来ている場合もあったりして、非常に見にくい。何か意図してやられているのかというぐらいの気持ちになるので、その辺のところはちょっと修正された方がよろしいかと。表は非常にきれいにれているんですけど、図が結構汚いものは汚いですし。

○栗原動物愛護管理専門課長 御指摘申し訳ございません。

飼育実態調査ですとか、モニターアンケートですとかというところで、事業者から提出を受けた報告グラフを貼りつけるしかなかったところの解像度が多分、落ちていたところがあると思いますので、そこはきれいに写るように直させていただきます。申し訳ございませんでした。

○武内委員長 最終バージョンをつくる時には、きれいに整理しておいたほうがいいんじゃないかと思えます。

○栗原動物愛護管理専門課長 承知しました。

○武内委員長 ほかにいかがでしょうか。

町屋委員、お願いします。

○町屋委員 32 ページの災害への備えと発災時の危機管理体制の強化のところ、上から6行目のところに、ここでまた、「ペットのしつけ」と出てきます。災害時に本当に「しつけ」は、大事だと考えていますが、今、佐久間委員がおっしゃった28ページのところにも関連してくる言葉になるのかと思うので、用語の統一をどうするのかということ。また、「しつけ」という言葉には、確かに「お手」など芸を教えるようなエンターテイメント的なイメージが持たれやすい側面があるかと思いますが、実際には、緊急時に本当に必要となるのは「待て」や「呼び戻し」といった指示への反応や触っても嫌がらないようにすること等が挙げられます。そのため、1行で表現するのであれば、「しつけ」よりも「訓練」という言葉の方が適切なのではないかなと考えています。

以上です。

○武内委員長 しつけを文書内で検索かけてみたほうがいいのかもしいですね。

○栗原動物愛護管理専門課長 そうですね。御意見ありがとうございます。

ただ、これまで普及啓発のいろいろな場面において、基本的なしつけは飼い主さんがきちんとしましょうねというようなお伝えの仕方をしているんですね。

先ほどリスクを御指摘いただいた強硬なしつけ、トレーニングといったようなところではなくて、基本的なというようなイメージで使われるところで、誤解を受けないようなところであれば、多分しつけというところでもすんなり使えるところがあるのではないかなというような気はしております。

なので、しつけやトレーニングという言葉を使ったときに、その文脈であるとか意味するところが誤認されないように気をつける必要はあるかなとは思っています。けど、実はペット防災の東京都でつくっているパンフレットでも、やはり基本的なしつけは必要ですよという言い方をしております。そこは多分、簡単な用語として伝えやすいというところがあるので、そのしつけが何なのかというところをケージレストのトレーニングであるとか、具体例をつけて基本的なしつけとしていますので、多分そこは誤解を受けないようにしているのではないかなと思いますので、そういうような発信の仕方ですと使えるのではないかなというふうに、今時点では考えております。

しつけという言葉、ほかにも使われている可能性もありますので、誤解を受けないかどうか確認をしつつ、仕上げていきたいなと思います。ありがとうございます。

○佐久間委員 すみません、しつけ評論家みたいになっていて申し訳ないんですけども。私どもはペット防災でいわゆるクレートに入る、ケージに入るということは「練習」という言葉を使っています。それができなければ、例えば、飼い主と犬との間に絆ができないということではないけれども、災害時のことを考えたら、できたらいいよね、できたほうがいいよねということ練習しておく、という言い方をしておりますので、もし御参考になればと思います。まさに練習ではないかなというふうに思っています。

○武内委員長 よろしいですか。

ほかにかがででしょうか。時間的にはぴったりの時間にはなっていますけれども、よろしいですか。

(なし)

○武内委員長 そうでしたら、御意見も出尽くしたようですので、質疑についてはこれで終了といたします。

本日、出た意見等を踏まえて、次の審議会に小委員会から中間報告案を示すこととなりますが、まとめ方について、事務局から提案はありますでしょうか。

○栗原動物愛護管理専門課長 事務局といたしましては、本日いろいろと皆様からいただいた御意見を中間報告案として中に落とし込みまして、作成をしていきたいと思っております。その際に、先ほど来、修正を検討という形でお話しさせていただきましたが、図表等の見直しも含めまして体裁を整えるという形で、事務局のほうで修正をかけるのと、あと文言の修正というところ、現段階で全て修正しきれぬかどうかというところは今、何とも申し上げられないんですけれども、先ほどお答えしておりましたように、修正の方向で検討できるものについては落とし込んで修正をしていきたいというふうに考えております。その内容につきましては、事務局のほうで委員長に相談をさせていただきまして、やり取りの中で御一任いただければありがたいんですけれども、委員長いかがでしょうか。

○武内委員長 そうですね。もちろんいいですけど、細かいこだわり部分とかというのは、もしかしたら引っかかるかもしれないので、随時、場合によっては御確認することがあるかもしれませんというのは、どうでしょうか。御確認しながらという。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。

一応、親会のほうに上げる案としてまとめる前に、かなりお時間を要するかと思うんですけれども、実は、次回の審議会なんですけれども、現在、5月末の御予定を調整させていただいております。準備をさせていただきたいと考えているところなのですが、次回、審議会までに案として整えなければいけないというところもありますので、少しお時間を頂戴することになると思います。一旦は案としてまとめさせていただいて、小委員会の委員の皆様にも案を配付させていただくという形では、一旦御報告をさせていただこうかと思っております。

このような対応になるかと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○武内委員長 それで皆さんよろしいでしょうか。時間は短くなって、自分が気になっていたところだけ見ていただいて確認するみたいな形になってしまうかもしれないですけども、できるだけ皆さんにお戻しできる部分は戻すというぐらいの感じでいいですか。よろしいでしょうか。

(一同異議なし)

○武内委員長 それでは、そのような形で進めていただきたいと思います。

それでは続いて、2のその他について、事務局からお願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 それでは、その他の連絡事項というところで、報告事項がございます。

○高橋健康安全調整担当課長 健康安全部健康安全調整担当課長、高橋と申します。よろしくお願いたします。

私から報告事項ということで、動物愛護相談センターの整備について御説明させていただきます。

資料は1枚で参考資料という形でお示しさせていただいているものです。冒頭に健康安全部長の中川からもお話がありましたとおり、現在、動物愛護相談センターを移転整備する計画を進めております。

動物愛護相談センターにつきましては、現在都内に3か所ございまして、世田谷区にある本所、それから大田区にある城南島出張所、日野市にある多摩支所がございます。このうち、老朽化が最も進んでいまして施設も狭あいな本所を新たに移転整備するというものでございます。

この計画につきましては、平成29年3月に、動物愛護相談センター整備基本構想をまとめまして、その中で今後のセンターの機能等をまとめております。

今回、具体的に整備する場所ですとか施設の規模、それから開設の予定日、予定年度、などを定める整備基本計画をつくるというものでございます。

2月、3月に整備する場所の周辺地域の住民の方向けの説明会を行いました。その資料の抜粋となりますけれども、資料の中頃に、先ほど申しあげました場所、板橋区仲町にある都有地になります。東武東上線の大山駅から徒歩五、六分程度の非常にアクセスがいいところで、敷地面積としては約4,000平方メートル、そこに延べ床面積約4,000平方メートルの2階建てを想定している施設を新たにつくるということです。世田谷の本所をそのまま移転するというイメージを持っていただければと思います。

センターの特徴は下に書いてございますが、今のセンターではアクセスの面、それから施設の整備の面で難しいんですけれども、新たなセンターでは多くの方が気軽に訪れて、楽しく明るく楽しめるような、そういう施設を整備していきたいというふうに考えております。

そのために、地域の皆様方にも受け入れていただけるような、そういう施設を目指しております。例えば、災害時の対応というところもございまして、また、今後それがどういことができるのかといったところは、地域の皆様の御意見を丁寧に聞きながら進めていくということを考えております。具体的には令和8年度から意見を交換するような場を設けます。開設は令和14年と、少し先ですけれども、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武内委員長 ありがとうございます。

今の事務局の報告について、御質問、御意見等はございますでしょうか。大丈夫でしょうか。いいものが出来上がると、非常によろしいのではないかと考えています。期待しています。

基本的には、動物が実際にここに入るという形の想定ですよ。

○高橋健康安全調整担当課長　そうですね。今、世田谷にある本所で行っている機能はそのまま移ると。当然、施設も拡充されますので、機能面も含め施設利便も含め、大分充実します。動物を飼う場所も広がりますし、中身の医療設備だとかも含めて充実していくということになります。

○武内委員長　ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問はありますか。大丈夫ですか。

(なし)

○武内委員長　それでは、本日の小委員会はこれをもって終了といたします。

進行を事務局へお返しします。

○栗原動物愛護管理専門課長　ありがとうございます。

武内委員長におかれましては、進行の労をお取りいただきましてありがとうございます。委員の皆様も、長時間にわたる御審議、本当にお疲れさまです。誠にありがとうございました。

審議会におきまして、中間報告を取りまとめた後の予定なんですけれども、冒頭の挨拶でもございましたように、法改正の動き、今どうなるか分からないというところもございます。法律それから基本指針の改正が検討されているというふうには聞いているところでございます。これらの改正内容を踏まえまして、それを受けた形でまた答申をまとめる形になりますので、この時期がまだ未定となっているんですけれども、その改正後に小委員会で答申に向けた検討を進めていくという形になると考えております。ということで、またしばらくお休みという形にはなるかと思うんですけれども、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

それではこれもちまして、本日の小委員会を閉会いたします。委員の皆様、ありがとうございました。

(午後3時48分 閉会)